

令和3年度 防犯カメラ整備補助金の手引き



 新潟市

令和3年4月1日

防犯カメラ整備補助金とは？

地域における自主的な防犯活動の一環として、子どもの見守り活動の補完を目的に、自治会等が設置する防犯カメラの整備費用の一部を補助するものです。

平成30年度「通学路等における危険箇所の総点検」で挙げられた危険箇所、または各小学校発行の安全マップの危険箇所への設置を中心に検討を行ってください。

1. 事業期間

令和元年度から令和3年度の3年間

※本年度で本補助金は終了となります。来年度以降は地域活動補助金の活用についてご検討ください。

2. 補助対象団体

- (1) 自治会、町内会またはそれらの連合組織
- (2) 地域コミュニティ協議会
- (3) その他防犯活動を行う団体で市長が認めるもの

3. 補助の内容

(1) 補助対象事業

自主的な防犯活動の一環として、地域の道路等の公共空間を撮影するための防犯カメラを整備する事業で、次の要件を満たすものとします。

- ① 街頭犯罪（不法投棄を除く）の発生を抑制することを目的とするものであること。

※ゴミステーション、自治会館、神社、マンション等の維持管理を目的とした設置は対象外とします

- ② 新潟県が定めた「防犯カメラの設置及び利用に関する指針」（以下「県指針」という）に基づき、適切な設置及び利用を行うものであること。
- ③ 申請者において、県指針に適合した防犯カメラの管理・運用基準が定められること。
- ④ 設置について地域住民及び設置場所の所有者（所有者以外に当該設置場所を使用する権利を有する者がいる場合にあっては、当該権利を有する者を含む）の同意を得ていること。
- ⑤ 設置について道路法その他の法令に基づく許可等が必要である場合は、当該許可等を受けていること。
- ⑥ 防犯カメラは、特段の事情がある場合を除き、継続して1年以上設置すること。
- ⑦ 防犯カメラによる撮影を行う旨を表示すること。
- ⑧ 交付申請をした日の属する会計年度の3月31日までに設置が完了するものであること。

- ⑨ 国・県・本市又は国・県・本市が出資した法人等からの補助金及びこれに類する制度の対象とならないこと。

(2) 補助対象経費

- ① 防犯カメラ、録画装置等防犯カメラを構成する機器及び整備に必要な専用柱等の購入費
- ※ 既に設置している防犯カメラの更新は対象外となります。
- ② 防犯カメラ等整備工事費（電柱への共架申請費用も対象）
- ③ 防犯カメラによる撮影を表示する看板等整備費
- ④ その他整備に必要な費用（ただし、防犯カメラ等の設置場所借上料及び保守費用、電気料等の維持管理費は除く）
- ※ また、上記①～④を業者へお支払する際の振込手数料も対象外です。

(3) 補助金の額

補助対象経費（防犯カメラ整備のための寄附金などの収入は差し引く）の6分の5（千円未満切り捨て）
ただし、1台あたり25万円を上限額とします。

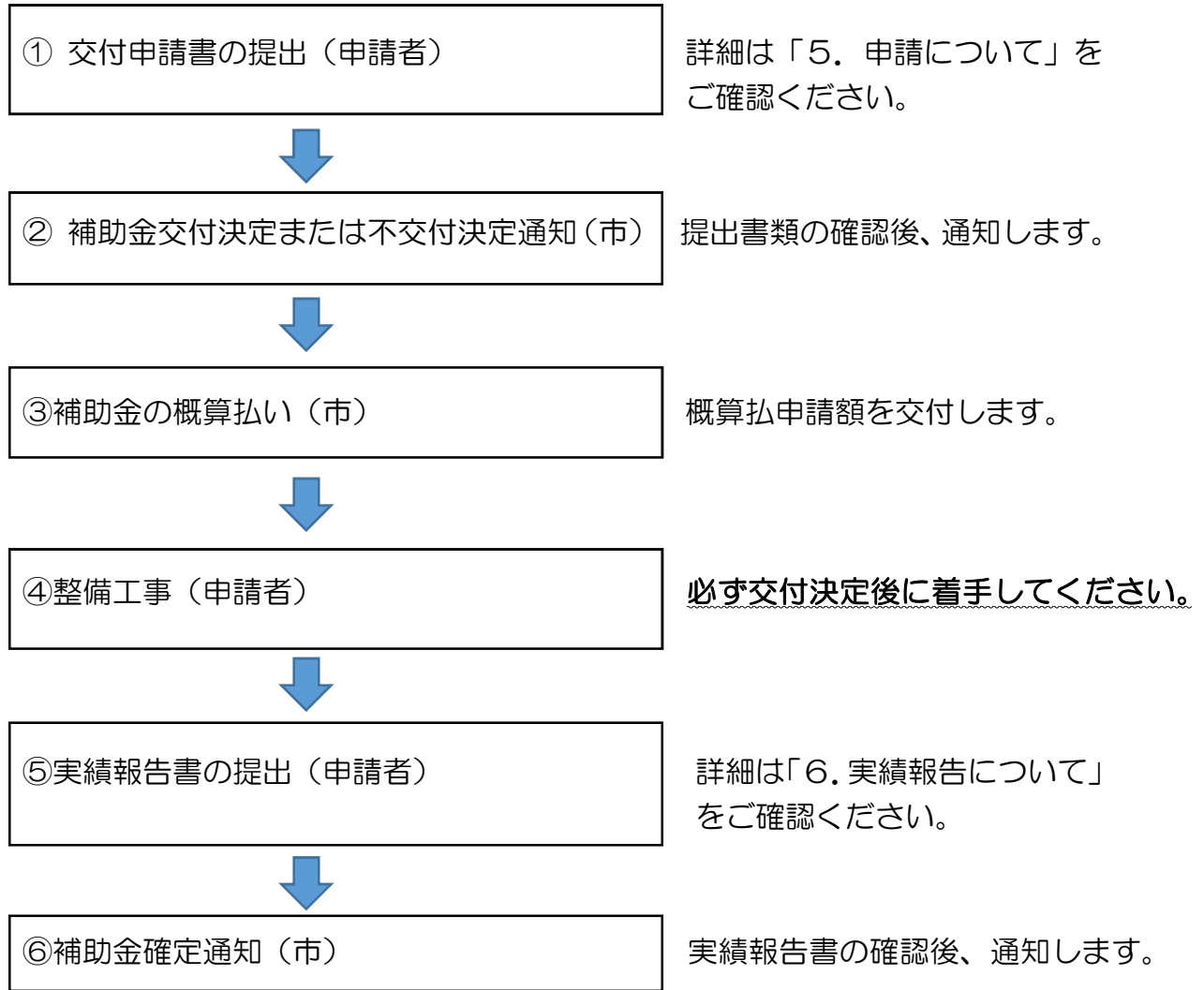
4. 交付決定について

審査項目による採点を行い、予算限度額内での交付決定を行います。
以下基準のもと審査を行います。

- ・主に子どもの見守り活動の補完を目的とした設置であること
- ・危険箇所等への防犯カメラの設置であること（「通学路等における危険箇所の総点検」で挙げられた危険箇所、安全マップの危険箇所、通学路など）
※目的外(ゴミステーションの撮影、施設等維持管理)と思われる設置については減点の対象とします
- ・防犯カメラに係る補助金を利用した設置回数

など

5. 申請の流れ



6. 申請について

(1) 受付期間

令和3年6月7日（月）～7月9日（金）

(2) 手続き

受付期間内に、下記提出書類を提出してください。

指定様式と⑥管理運用基準のひな型は、各区受付窓口に置いてあるほか、新潟市ホームページでもダウンロードできます。

提出書類の確認後、市から「交付決定通知書」または「不交付決定通知書」を通知します。

(3) 申請書類について

提出書類	説明
① 補助金交付申請書【指定様式】	交付申請額等を記入しご提出ください。
② 防犯カメラ整備事業計画兼収支予算書【指定様式】	設置場所や整備台数、整備にかかる収支予算を記入してご提出ください。
③ 防犯カメラ整備に係る費用の見積書またはその写し【任意様式】	整備費用などが確認できる見積書をご提出ください。
④ 防犯カメラの仕様書、カタログ等【任意様式】	整備する防犯カメラの機種仕様、性能等が記載された資料をご提出ください。
⑤ 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を示した図面【任意様式】	住宅地凶などを活用し、設置場所や撮影する方向、範囲を分かりやすく示した図面をご提出ください。
⑥ 防犯カメラで撮影される範囲の写真【任意様式】	防犯カメラで撮影予定の範囲の写真をご提出ください。
⑦ 県指針に適合した防犯カメラの管理・運用基準【任意様式・ひな型あり】	管理体制や画像の取扱いなどについて定めた防犯カメラの管理・運用基準を、市が作成したひな型を参考に作成し、ご提出ください。
⑧ 申請者の会則【任意様式】	団体の会則、規約をご提出ください。
⑨ 申請者の役員名簿【任意様式】	団体の役員名簿をご提出ください。
⑩ 防犯カメラ設置チェックリスト【指定様式】	防犯カメラ設置に係る準備・遵守事項をまとめたチェックリストです。項目を確認し、全てチェックを入れ終えてご提出ください。

注意事項

- 交付申請には、地域の合意形成や、見積書の提出が必要ですので、余裕を持って準備を進めてください。
- 交付申請の内容について、申請後に変更がある場合は、受付窓口にご相談ください。ただし、当初の申請額より増額となる変更はできません。
- 整備工事は、必ず交付決定後に着手してください。交付決定前に着手した場合、補助金交付の対象となりません。
- 設置を明示する看板、シールには団体名を併せて表示するようにしてください。

7. 実績報告について

交付決定を受け、整備を実施した事業については、実績報告書の提出が必要です。

(1) 受付期間

整備完了日 ~ 令和4年3月31日(木)

※設置完了後、早めに提出いただくようお願いします。

(2) 手続き

受付期間内に、下記提出書類を提出してください。

指定様式は、各区受付窓口に置いてあるほか、新潟市ホームページでもダウンロードできます。

実績報告書の確認後、市から「交付額確定通知書」を通知します。(3月以降を予定)

提出書類	説明
① 補助事業実績報告書【指定様式】	実績報告額等を記入しご提出ください。
② 防犯カメラ整備事業報告兼収支精算書【指定様式】	設置場所や整備台数、整備にかかった収支額を記入し、ご提出ください。
③ 収支を証する書類（領収書等）またはその写し【任意様式】	整備費用等が確認できる領収書等をご提出ください。
④ 防犯カメラ整備費用等の請求書またはその写し【任意様式】	整備費用等が確認できる業者からの請求書をご提出ください。
⑤ 防犯カメラ整備後の現況写真【任意様式】	防犯カメラ整備後の状態が分かる写真をご提出ください。カメラを設置していることを明示する看板やシール等の設置後の写真も必要です。
⑥ 整備した防犯カメラで撮影した画像【任意様式】	整備した防犯カメラで撮影した写真をご提出ください。

8. その他

当補助金について定めている「新潟市防犯カメラ整備補助金交付要綱」と新潟県が定めた「防犯カメラの設置及び利用に関する指針」は受付窓口に置いてあるほか、下記新潟市ホームページでもダウンロードできます。

ホームページのURLとQRコードは下記のとおりです。

または、[防犯カメラ補助金 新潟市](#)

で検索すると「令和3年度防犯カメラ整備補助金について」というタイトルでページが表示されます。

URL

http://www.city.niigata.lg.jp/smph/kurashi/bohan/bouhan_index/ka-mera20190415.html

QRコード



申請受付・問い合わせ窓口

(お住まいの区の窓口へ申請してください)

区	担当課・係・グループ	電話番号
北区	区民生活課 生活環境係	025-387-1295
東区	総務課 安心安全担当	025-250-2720
中央区	総務課 総務・安心安全グループ	025-223-7064
江南区	区民生活課 生活環境係	025-382-4254
秋葉区	地域総務課 広報・安心安全グループ	0250-25-5470
南区	地域総務課 総務・安心安全グループ	025-372-6431
西区	総務課 安心安全係	025-264-7120
西蒲区	地域総務課 地域・安心安全グループ	0256-72-8143

この手引きの作成担当課

市民生活部 市民生活課 安心・安全推進室 (025-226-1110)